

## 特別史跡斎尾廃寺跡追加指定地買上事業について

社会教育課

### 1 趣旨

史跡追加指定地買上げ対象地区が農振地区にあたるため、買上げにあたっては農振地区からの除外・農地転用の手続を行っていたが、転用手続において土地利用計画図等の提出が必須になることから、農地転用の許可が見込めなくなったため、土地収用法による手続に変更して進める。

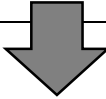
### 2 経過

- ・ 5月12日 農業振興地域整備計画変更申請書を農林水産課へ提出
- ・ 6月2日 農業委員会より農地転用許可申請書に添付する土地利用計画図等提出の指示
- ・ 7月3日 県土整備部県土総務課用地係と土地収用法申請について協議

### 3 土地収用法による追加手続

- (1) 土地収用法に基づく事業認定申請書の提出
- (2) 事業認定申請に伴う事前説明会の開催

### 4 今後のスケジュール

年	月	土地収用法での買上げスケジュール(予定)
2	7	・ 7月下旬 土地収用法事前説明会公告
	8	・ 8月上旬 土地収用法事前説明会 ・ 8月下旬 土地収用法事業認定の申請
	 (申請後通常 90 日間前後で手続)	
	11	・ 土地収用法事業認定 ・ 倉吉税務署と課税の特例適用手続について協議
	12	・ 財産取得のための議会承認 ・ 12月～1月 売買契約・所有権移転に伴う登記申請
3	2	・ 2月末 支払 ・ 租税控除申請 ・ 業務完了届提出